

コスモス サプリ

COSMOS SUPPLE

2017

No.

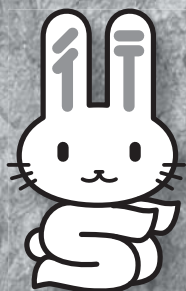
146

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより

市庁舎 クイズ

札幌支部は6市により構成されています。
それぞれの市庁舎、おわかりですか？



今回の表紙は、札幌市近郊の市庁舎の写真です。みなさんがよく行く役所もあるかな？
どれがどの役所か当ててみて下さい。

(答えは11ページ)

もくじ contents

札幌市の民泊事情	2~3
旭川・小樽・札幌3支部合同研修会	4
上半期を振り返り下半期に向かう	5
研修関連の報告とお知らせ	6
知っておきたい…ハラスメントって??	7
行政書士申請取次事務研修会	8

広報月間のお知らせ、かわら版について	9
ちょこっと情報	10
会員の市別・地区別統計	11
表紙市庁舎クイズ解答	11
事務局からの報告 編集後記	12



札幌市の民泊事情



1. はじめに

日頃、狸小路を歩いていると日本語以外の言葉、特に中国語をよく耳にする。すれ違う人々の姿を見ても、半分かそれ以上が外国人であるような気がする。札幌市の観光統計データでは、平成28年度に札幌を訪れた観光客は約1,388万人で、前年度の約1,365万3千人と比較すると1.7%の増加であり、外国人宿泊者数は約209万3千人で、5年連続で過去最多となり、前年度の約191万7千人と比較すると9.2%の増加となった。そのため、札幌市内のホテル等の公共宿泊施設は常に予約が困難な状態であり、芸能人の大規模なコンサートや雪まつり等のイベントがある時には大混乱となる。このような状況から最近、インターネットの仲介サイトなどを通じてマンション等の一般住宅に旅行者を有料で宿泊させる、いわゆる「民泊サービス（以下民泊とする。）」が札幌市内に広まっている。

2. 現在の札幌市の対応

そもそも、自宅等の建物に對価を得て人を宿泊させる業を行う場合は、旅館業法に基づく営業許可が必要であり無許可営業は処罰の対象となるため、札幌市は無許可による民泊は当然認めていない。さらに、民泊は宿泊客による騒音・

ごみ出し等の近隣住民とのトラブル、宿泊設備の安全確保などの多くの問題を抱えているため、札幌市は市民と宿泊客の安心・安全を守ることが最優先として、違法な民泊事業者に対する指導を更に強め、厳正に対処しようと、保健所内に「民泊サービス通報窓口」を設け民泊と疑われる施設についての情報の提供を広く呼び掛けている。

その一方で、民泊を行う事業者には旅館業法に基づく営業許可取得を薦めており、保健所の担当窓口は私たち行政書士に対しても非常に親身になって親切に対応してくれている。

現時点（平成29年8月末日現在）では旅館業法の中で民泊のように少人数が宿泊する規模の施設に対応する許可は旅館業法第2条第4項の「簡易宿所営業」許可であり、厚生労働省はホームページで「民泊サービスを始める皆様へ～簡易宿所営業の許可取得の手引き～」というタイトルの手引書を掲載している。観光立国を目指す政府の方針から、平成28年4月に、客室の延床面積やフロントの設置（玄関帳場）等、旅館業法の簡易宿所の要件が若干緩和になり、他の都府県ではマンションの一室でも旅館業（簡易宿所）の許可が取得可能となったが、札幌市は近隣住民の生活環境の悪化防止等の理由から、



条例にあるフロントの設置（玄関帳場）要件の緩和は見送られたため、マンションの一室を利用した民泊営業は難しい状態である。

3. 住宅宿泊事業法（民泊新法）の成立と札幌市の今後の動き

平成29年6月9日、民泊のルールを定めた住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）が国会で可決、成立した。この民泊新法は、

- ①住宅宿泊事業に係る届出制度
- ②住宅宿泊管理業に係る登録制度
- ③住宅宿泊仲介業に係る登録制度

の3つの制度から成り立っており、①の宿泊事業については都道府県知事へ届出、（札幌市は保健所設置市のため札幌市内の事業者は札幌市へ届出することとなる。）②の管理業については国土交通大臣へ登録、③の仲介業については観光庁長官へ登録となる。

①住宅宿泊事業に係る届出制度について少し掘り下げてみると、宿泊事業の適正な遂行のための措置（各居室の床面積に応じた宿泊者数の制限、衛生面、防災面、近隣騒音対策、苦情対策、

宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を定めるとともに、その事業者が宿泊客に宿泊サービスを提供する年間日数の上限を180日に定めている。この180日の縛りは生活環境の悪化を防止するため必要がある場合、合理的に必要と認められる限度において、都道府県（札幌市含む）が条例で短縮することも可能であり、マスコミ報道では札幌市は様々な面から検討し、場合によっては短縮する可能性もあるとのことである。（北海道も同様傾向）

先日、札幌市保健所に住宅宿泊事業法（民泊新法）の成立後の今後の動きについて問い合わせたところ、まだ政令、省令が定められておらず、北海道でも条例作成作業が進んでいない状態であるため、北海道と基本事項を調整する関係上、札幌市も具体的な条例作成に至っていない、との回答だった。一部マスコミでは、早ければ来年1月施行とも報道されているが、許可の要件同様、施行時期もなんとなく漠然としないのが現状である。

監察広報部 部長 堀川 貴之

【参考HP】

- 「民泊サービス」を提供するには旅館業法に基づく許可が必要です（札幌市HP）
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/minpaku.html>
- 民泊サービス通報窓口について（札幌市HP）
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/minpaku/minpaku-tsuhomadoguchi.html>
- 民泊サービスを始める皆様へ～簡易宿所営業の許可取得の手引き～（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141689.html>



旭川・小樽・札幌三支部合同研修会の報告



平成29年9月2日土曜日、第11回旭川・小樽・札幌三支部合同研修会が開催されました。今年は旭川支部が幹事となり、旭川15名、小樽7名、札幌28名の会員が参加しました。札幌支部の会員は札幌駅北口に朝9時15分に集合です。貸切りバスへと乗り込み、成田副支部長のガイドで、研修会場の旭山動物園へ向けて出発しました。移動中の車内では、恒例の参加者自己紹介の後、総務部理事の企画による様々なゲームやクイズなどが開催され、旭川へ到着するまでの時間があっという間でした。

本木茂秋 旭川支部会員の司会で14時より研修が開始され、佐藤聡 旭川支部長よりご挨拶がありました。今回の研修は、旭山動物園 中田真一副園長による「動物園の現状と展望」と題した講演でした。動物の能力を引き出し、ありのままを魅せる「行動展示」で、一時は閉園するという危機からピーク時には入場者数が年間300万人を超える大人気動物園になるに至った経緯や中田副園長と動物たちとの関わりなど、「伝えるのは命の輝き・尊さ」という旭山動物園の理念を感じられる大変興味深い講義でした。

最後の質疑応答でも動物の行動や習性に関するお話を聞かせていただきました。

中田副園長の講演の後は、16時半まで各自園内を自由に散策する時間となりました。数年ごとに園内の施設が新設されているようで、以前来たことのある方も大いに散策を楽しんでいる様子でした。

その後、旭川駅近くの大雪地ビール館へと移動し、懇親会が行われました。大雪ピルスナーや黒岳などの地ビールが飲み放題で、テーブルに置かれたピッチャーがあっという間に無くなっていきました。今回は恒例となっている支部ごとの会員自己紹介の時間は無く、その代わりに、旭川市を拠点とするボーカルユニット「Nene&Waka」による歌のステージが催され、大いに盛り上がりしました。ところどころ笑いも起こり、全体として非常に和気あいあいとした雰囲気が進み、あっという間に札幌支部は帰る時間となってしまいました。次回はいよいよ札幌支部が幹事となります。すでに開催に向けていくつかアイデアが出ているようです。どんな内容となるか楽しみです。来年、札幌支部の皆様は是非ご参加下さい。



安全運転で快適なバスの中



目玉スポットの
ほっきょくぐま館にて



散策中



中田副園長による講演



大雪地ビール館で乾杯!



上半期を振り返り、下半期に向かう



総務部

《上半期の報告》

札幌支部の新体制が開始してから、平成29年度上半期に執行した主な事業は次のとおりです。

- ① 札幌支部地区連絡会規則の改正
- ② 新入会員対象の相談会の開設
- ③ 福利厚生規程（案）の検討
- ④ 支部紹介冊子の作成
- ⑤ 支部旅費規程改定

札幌支部地区連絡会規則の改正については、8月18日の理事会での承認を経て無事に改正案が施行される運びとなりました。今後は各地区において事業実施（年2回限度）が可能となりますので、是非積極的な地区活動を企画してください。地区の会員間の連携強化及び事業を通じての地域への貢献活動を期待しております。

新入会員対象の相談会の取り組みを開始しました。入会3年以内の会員が対象なので、新規開業にあたり不安のある会員の皆様は是非ご利用ください。

福利厚生規程（案）については、関係情報の収集と慎重な検討を行いながら、会員の皆様に有益な制度の年度内構築を目指します。

支部紹介冊子の作成については、編集グループによる内容の検討を行い、年明けには完成させて会員の皆様へ配布する予定です。

支部旅費規程については、支部規則集に掲載を行いました。

9月2日には恒例の三支部合同研修会が旭川市内にて行われ、旭川支部と小樽支部の会員の皆様との交流を図ります。同月23日には札幌支部交流会を通じて、支部会員と支部役員の親睦を深めて参ります。

《下半期の予定・抱負》

10月中旬の中間監査後は、支部規則等のデジタル化（一部は既に開始）も逐次進め、各部からの会員向けアンケート調査書の作成・実施の予定です。

更に、福利厚生規程（案）の起案と支部紹介冊子の完成に向けて取り組みます。

これからも、支部会報「コスモスサブリ」やかわら版、支部HP等を効果的に活用しながら、900名を超える札幌支部会員へ役立つ充実した情報発信を目指して参ります。今後も引き続き、会員の皆様のご理解とご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

財務部

《上半期の活動報告》

上半期の収支執行状況をご報告します。収入項目の一つであります収入証紙売捌き手数料は会員皆様方の支部事務局及び各収入証紙売捌き出張所での購入のご協力により予算執行率は40%と概ね予算の範囲内となっております。また、研修会資料代等収入に関しましては研修等の開催が下半期に集中していることもあり、下半期において本年度の予算が達成される見込みであります。事業活動支出の予算執行率に関しましては広報活動及び研修会の開催が下半期に集中しているため上半期の予算執行率は約37%となっております。

《下半期の事業活動》

次に、下半期における財務部の事業活動を申し上げます。今年度におきまして新たに会計ソフトを購入しました。このことにより事務局における会計処理が今まで以上に効率的に処理ができるようになりました。財務部としましては支部財政運営を行うにあたって効率的な事業運営に努め健全な支部財政の執行に取り組んでまいります。

監察広報部

《上半期を終えて》

早いもので、監察広報部長を拝命して3ヶ月が過ぎました。事業計画に則って事業を遂行しているところです。会報「支部だよりコスモスサブリ」発行につきましては、第145号を7月25日付で発行、続いて第146号も今こうして皆様のお手元に届いている次第です。ホームページにつきましては、現在監察広報部内で、皆様に役立つホームページを目指し検討中です。毎月第三水曜日の無料相談は前期と変わらず継続開催中です。

監察活動につきましては、特に注意する実例は今日までありませんが、綱紀活動につきましては、看過できない案件が数件発生しており、対処に追われております。

《下半期。これから》

9月から監察広報部最大の事業である行政書士制度広報月間が始まります。行政書士制度及び行政書士による社会貢献活動について、市民の理解と信頼を得ることと、非行政書士行為の排除を目的として、支部理事が各自手分けをして関係官庁を訪問したり、無料相談会を実施します。10月13日（金）から15日（日）は白石区のアクセスサッポロで開催されます「いきいき健康・福祉フェア2017」にブースを出展し、高齢者の生活・福祉について相談やセミナーを行います。さらに、10月中STVラジオ（平日午前中放送の「工藤じゅんきの十人十色」の中）で行政書士制度に関するCMを流します。翌年2月には行政書士記念日が控えており、行政書士の認知度向上につながるような広報活動を企画しております。

監察活動につきましては、引き続き情報収集及び調査をするとともに、綱紀活動につきましては、予防的な活動を検討したいと思っております。

業務企画部

《上半期活動報告》

業務企画部の今年度上半期の活動についてご報告申し上げます。

研修につきましては、今年度は支部役員の改選期ということもあり、6月6日の支部理事会及び6月19日の業務企画部会を経て、今年度の活動を開始しております。

上半期の活動状況といたしましては、6月19日の業務企画部会にて年間の研修スケジュールを検討、決定し、その決定に基づき9月末までに、本会との連携研修も含めて一般研修（パーフェクト研修）3回、実務専門講座を4回実施し、支部会員の皆さまのご協力もあって、多くの会員の皆さまにご参加いただいております。

また、建設業相談員に関する事項につきましては、2回の建設業相談員会議と1回の研修を実施して相談員執務の円滑な推進を図り、37日間のべ127人工の今年度の配置予定のうち、33日間のべ115人工を消化しております。

《下半期活動予定》

今年度下半期は、研修に関しましては一般研修（パーフェクト研修）6回、実務専門講座14回、特別研修2回の開催を予定しております。

この中で下半期開催予定の実務専門講座につきまして、講師の同意が取れた研修については、本会研修部との協力、連携の下でインターネットによる全道への配信を予定しております。

また、建設業相談員関連事項につきましては、配置予定の残り4日間のべ12人工の実施と、建設業相談員会議1回、新規登録候補者研修1回を実施いたします。

下半期も業務企画部理事一同一丸となって、会員の皆さまの利便に資する活動に邁進してまいります。



研修関連の報告とお知らせ



支部実務研修一覧

〈 詳細は7月発送の実務専門講座予定表をご覧ください 〉

コード	日 時	講座内容	講 師
B3	平成29年10月19日(木) 18:00~21:00	会計・融資①	山田めぐみ 会員
B4	平成29年10月26日(木) 18:00~21:00	会計・融資②	
B5	平成29年11月28日(火) 18:00~21:00	お客様に選ばれる行政書士になるための“伝える”マーケティング①	吉田 充 会員
B6	平成29年11月29日(水) 18:00~21:00	お客様に選ばれる行政書士になるための“伝える”マーケティング②	
B7	平成30年2月10日(土) 10:00~16:00	非営利法人設立の実務	丸山 達也 会員
C1	平成29年10月21日(土) 10:00~16:00	障がい福祉サービス事業を中心にみる福祉系事業の指定申請	安田 大祐 会員
C2	平成29年11月11日(土) 10:00~16:00	車庫証明・自動車登録①	鶴間 謙 会員
C3	平成29年11月18日(土) 10:00~16:00	車庫証明・自動車登録②	
C4	平成29年12月9日(土) 10:00~16:00	建設業許可申請	野口 哲郎 会員
C5	平成29年12月16日(土) 10:00~16:00	建設業決算報告・変更届	
C6	平成30年1月20日(土) 10:00~16:00	一般貨物運送事業許可	長野 源太 会員
C7	平成30年1月24日(水) 18:00~21:00	一般貨物運送事業報告書及びレンタカー事業	
C8	平成30年2月15日(木) 18:00~21:00	外国人在留手続	萩原 麻代 会員

建設業相談員新規相談員研修

平成29年8月19日 北海道会 1階会議室

北海道より受託している「経営規模等評価申請受付業務」について、新規相談員登録候補者を対象に審査シミュレーションによる研修を開催しました。既存相談員の希望者も参加し、受付業務のデモンストレーション見学後、それぞれ申請者と相談員になり模擬執務。間違いやすい点など確認するとともに、疑問等を解決できる有意義な一日になりました。参加は11名。



▲ 受付デモンストレーションを囲んで

行政書士同士は緊張します▶



一般研修

「攻めの企業分析・守りの企業分析
～成果につなげる営業情報マネジメントとは？」

平成29年8月24日 札幌市教育文化会館



帝国データバンク札幌支店営業部渡辺博幸様をお迎えし、標記をテーマに研修会を開催しました。研修前半は道内企業の近況・倒産までのプロセス・調査業務の中で得た倒産の前兆を見抜くポイントなど、後半は様々なソースで存在する企業情報を読み取り活かして営業活動を行うヒントをお話頂きました。受講者30名。

お願い

研修等のご案内について、葉書でのご案内をメール・FAXにての対応に順次変更して参ります。変更が可能な方は支部事務局にお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



知っておきたい…ハラスメントって??



セクハラ、パワハラをはじめ、今や、様々な「ハラスメント（他者に肉体的、精神的な苦痛や困惑、不快感などを与えること）」が言葉としても確立し話題となり久しいですが、日本では「セクハラ」という言葉は1980年代後半頃から聞かれ始め、1997年の男女雇用機会均等法の改正により「セクハラ規定」が設けられました。

行政書士としてハラスメントについての問題意識を持つとともに、関与先である会社や事業主さんとお話するうえで、このような事柄について知っておくこと、また考えるきっかけ作りとして「ハラスメント」についてご紹介します。

なお、平成29年7月1日から12月28日までの間、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。（詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。）

ハラスメントが起こりうる背景を解消する職場づくりやネットワークづくりが企業や人に求められているのと同時に、対人関係において、相手を思いやり、自分にとっての常識や物差しが必ずしも相手にはあてはまらないという基本的なことに気をつける意識づくりがより求められる時代なのかもしれません。

セクシャルハラスメント

セクハラ

- ・性的いやがらせ
- ・抱きつく、胸を触る、女性に酌を強要するなど

パワーハラスメント

パワハラ

- ・職務上の地位や役職などの優位性を背景としたもの
- ・叩く、通常業務でない雑用ばかりさせられる、同僚の前での執拗な叱責など

モラルハラスメント

モラハラ

- ・言葉や態度、身振りや文書等により精神的ないやがらせを行うこと
- ・その人が職場を辞めざるを得ない状況に追い込むなど

アルコールハラスメント

アルハラ

- ・飲酒にまつわるいやがらせ
- ・上下関係を利用して飲酒を強要したり、イッキ飲みをさせるなど

カラオケハラスメント

カラハラ

- ・カラオケを強要するもの
- ・「あんたもなんか歌いなさいよ～」

スモークハラスメント

スモハラ

- ・喫煙者が非喫煙者に行ういやがらせ
- ・受動喫煙をさせたり、非喫煙者にタバコを吸うことを強要するなど

マリッジハラスメント

マリハラ

- ・結婚に関する圧力をかけたり、いやがらせをすること
- ・「結婚しないの?」「そんなことから結婚できないんだ」

マタニティハラスメント

マタハラ

- ・職場において妊娠している、または出産した女性に対して行われるもの
- ・「仕事が忙しいのに、子どもなんか作ってうらやましいわ。」



※こちらに列挙したものはインターネットから得た情報の一例です。



行政書士申請取次事務研修会 ～日本行政書士会連合会主催～



7月14日、札幌市内にて日本行政書士会連合会主催による行政書士申請取次事務研修会が行われ、81名の参加者は大変熱心に講義を聴講されました。

日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会の西川剛史委員長のご挨拶では、本年9月からの介護の在留資格の追加と11月から施行される外国人技能実習法についてご紹介がありました。

次に本会の宮元仁会長からは、1月施行の在留資格等の不正取得に対する罰則規定に関連した違反事案の紹介があり、6月29日に行政書士に逮捕者が出た事実と今後の注意事項が伝えられました。

日本行政書士会連合会の山田高嗣副会長からは、届出済行政書士の現状についての説明の後、業務上の証拠を残すことの重要性について強調され、行政書士業務の中でも申請取次の制度を今後も守っていききたいとお話がありました。

水野晴夫副委員長からの出入国管理行政の現状等の講義の後、午後からは札幌入国管理局審査部門統括審査官の古城寿子氏による、入国・在留手続概論及び出入国・在留関係諸申請の実務についての講義が行われました。

その後は効果測定と職務倫理の講義が行われ、夕方には全日程を終えました。

（文責：申請取次行政書士管理委員会
委員長 成田真利子）



西川剛史氏（愛知県行政書士会会員）



札幌入国管理局審査部門統括審査官の古城寿子氏による講義

申請取次行政書士の「新規」手続きについて

申請取次行政書士を希望する会員みなさまに新規手続きについてお知らせします（平成28年11月21日付、申請取次行政書士管理委員会『「届出済証明書」新規手続きについて』より抜粋）。なお、行政書士申請取次事務研修会の修了証書の有効期限は、1年ですのでご留意願います。

1 「届出済証明書」新規手続き

- ① 日行連主催の「行政書士申請取次事務研修会（新規）」（30,000円）を受講
- ② 事務研修会の考課測定後に修了証書を受領
- ③ 本会事務局に必要書類一式を提出（持参又は郵送）
 - ・ 必要書類については上記事務研修会時に指示あり
 - ・ **毎月15日（必着）までに本会事務局へ提出**
- ④ 申請手数料は3,000円
 - ・ 本会事務局への現金支払又は指定口座への振込み
- ⑤ 申請取次行政書士管理委員会にて申請書類内容の確認
- ⑥ 札幌入国管理局から「届出済証明書（新規）」の発行



広報月間のお知らせ、かわら版について



平成29年度 行政書士制度広報月間が始まります

本年度も行政書士制度広報月間が始まります。札幌支部では、期間中に多くの官公署及び関連各所へ支部理事が訪問し、行政書士制度のPRと非行政書士を排除する監察活動を行ってまいります。

また、行政書士の知名度を上げるため、イベントや相談会等を開催します。ご期待ください。

「いきいき健康・福祉フェア2017」に参加します

「いきいき健康・福祉フェア」は、2017年度で13回目となります。「快適なライフスタイルの提案を」をメインテーマに、2017年10月13日（金）～15日（日）の3日間、北海道最大級の展示場であるアクセスサッポロで開催されます。

札幌支部では、今年もブースを出展し、相続・遺言等についての相談やセミナーを開催します。

また、今回は「ゆるキャラグランプリ2017」にエントリー中の日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくんが登場するかもしれません。楽しみです。

1日1票よろしく
お願いします！

少しでも多くの人に
行政書士制度を
知ってもらえるように
頑張るニャ！
応援よろしくニャ！



入場無料。皆様のお越しをお待ちしています。

「ラジオCM」を流します

広報月間で初めて、ラジオCMを企画しました。10月1日（日）～31日（火）まで、STVラジオの「工藤じゅんきの十人十色」（毎週月～金 午前10時～午後1時）で行政書士制度に関するCMを流します。インパクトのあるCMで行政書士の認知度アップに貢献できたらと考えています。みなさま、ぜひ聴いてください。感想をお待ちしています。

「かわら版」は届いていますか？

札幌支部では、会員情報伝達の質の向上と、会員相互の交流の活発化を図るため、適時、「かわら版」を発行し、FAX送信しています。直近では、9月1日に第35号をお届けしました。お手元に届いていない場合は、下記までお問い合わせください。

かわら版 第34号

発行 北海道行政書士会札幌支部 発行日 2017.7.12
TEL 011-271-0773 FAX 011-271-6126
MAIL gyoseisapporo@mt.biglobe.ne.jp



夏本番までもうすぐです！皆様はいかがお過ごしでしょうか？
去る5月、平成29年度札幌支部定時総会において役員改選が行われ、荒木徹前支部長から香川桂子新支部長へとバトンタッチされました。札幌支部はより活発で、より顔の見える支部を目指します！

1 札幌支部長より
札幌支部長の香川桂子です。執行部各部は新しい取組みに一所懸命取り組んでいるところ、まもなく研修・会報・HP・交流会など魅力ある企画の数々を、順次札幌支部会員の皆様にお届けいたします。ご期待ください。今、新鮮な風が吹き始めました！

2 第11回旭川小樽札幌三支部合同研修会のお知らせ
旭川小樽札幌三支部合同研修会が、旭山動物園で開催されます。普段会う機会の少ない旭川支部、小樽支部のみなさんと交流をしませんか。札幌-旭川間は、貸切バスで移動します。

●開催日 平成29年9月2日（土） ●集合時間 9:30（札幌駅北口バス乗り場集合）
●研修会場 旭山動物園内学習ホール2階（旭川市東旭川町倉沼）
●テーマ 「動物園の現状と展望」 ●講師 旭山動物園副園長 中田 真一氏
●懇親会場 大倉地ビール館（旭川市宮下通11丁目1604-1）
●費用 懇親会費5,000円 ●申込締切 平成29年7月27日（木）午前必着
●申込方法 札幌支部へFAX（下記申込欄記入）又はメール（お名前、会員番号、携帯番号を明記）
（スケジュール）（予定） 9:30 札幌駅北口出発→12:00 旭川（各自昼食）→
14:00 研修会→15:00 動物園観覧→17:30～19:30 懇親会→22:00 札幌駅北口着

札幌支部事務局

TEL 011-271-0773 / FAX 011-271-6126



ちょこっと情報



法改正や新制度などの情報をダイジェストでお届けします。

「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」

空き家の発生を抑制するため、被相続人が居住していた土地・家屋を相続し、耐震リフォームするかまたは更地に売却した場合、譲渡所得から3,000万円の控除を受けられる（共有者がいる場合、各人について）特例措置があります。

要件は・相続直前に被相続が一人で居住・昭和56年5月31日以前に建築された区分所有でない家屋・相続から譲渡時まで事業や貸付などの用に供されていない、他。申告時には「被相続人居住用家屋等確認書」を市町村から取得します。なお、特例適用期間の平成28年4月1日から平成31年12月31日までかつ、相続日から起算して3年を経過す

る12月31日までに譲渡の必要があります。

国交省のHPによりますと、本特例を適用した場合、適用がない場合の「所得税・個人住民税額」55万円が0円になるケースのシミュレーションがありますので、参考にご覧ください。

（詳細について、「空き家の発生を抑制するための特例措置」と検索し国土交通省のHPを、また「被相続人の居住用財産（空き家）を売ったときの特例」と検索し国税庁HPをご覧ください。）



「新規建設業許可申請の予約制の試験導入」

石狩振興建設指導課では、本年度より試験的に「新規建設業許可申請」の予約制を導入しています。窓口混雑緩和が主目的で、札幌支部会員の皆様には支部事務局より7月11日にメールにて周知しております。

事前の予約をしたうえで、振興局にお出向ください。なお、更新・業種追加などについては従来通りの扱いになっています。

どうぞ、ご注意ください。

「札幌市パートナーシップ宣誓制度」

札幌市では平成29年6月1日より、性的少数者に係るパートナーシップの宣誓制度が開始されました。全国の自治体では6番目の導入です。

日常生活におけるパートナーであることを札幌市長に宣誓し、「宣誓書の写し」と「宣誓書受領証」が交付されます。待ち望んでいた人達にとり、朗報ではありますが、法的な効力は有していません。

独立行政法人 労働政策研究・研修機構による「LGBTの就労に関する 企業等の取組事例」によれば、配偶者として公的書類提出により認める企業、当事者の申請により認める企業、など様々であり、「市長名の宣誓書の受領証」が有効に活用されるケースも今後でてきそうです。

「準中型自動車免許」

平成29年3月12日より改正道路交通法が施行され、これまでの普通自動車・中型自動車・大型自動車に「準中型自動車」が新設され、これに対応する免許として「準中型免許」及び「準中型仮免許」を新設。中型自動車（車両総重量11トン未満）が運転できる中型免許取得には20歳以上・免許期間2年

以上が要件ですが、この改正により準中型自動車（車両総重量7.5トン未満）の免許が18歳以上で取得でき、運送業における若年者の雇用につながるものと期待されています。詳しくは警視庁HPを。

🔍 準中型自動車・準中型免許の新設 🔍

検索

「住宅セーフティーネット法」

平成29年4月19日、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（住宅セーフティーネット法）が成立しました。

高齢化が進む中、安心して暮らせる住宅の確保は不可欠ですが、民間の空き家は増加傾向にある一方で、賃貸人の高齢者等への賃貸の不安は容易に減少

しません。本法では賃貸住宅の登録、住宅改修・入居への経済的支援、入居支援を柱としています。札幌市では「札幌市住宅マスタープラン」の中で、住宅確保要配慮者の住宅の安定確保を検討しています。（要配慮者とは高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、被災者世帯、低額所得者世帯等です。）

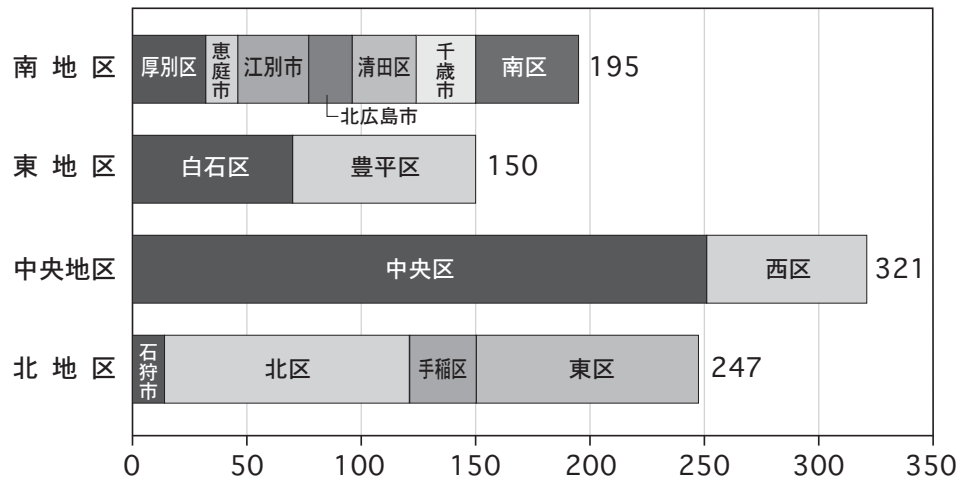


会員の市別・地区別統計 ～ あなたの事務所所在地はどこ？ ～



市別	会員数
市	会員数
石 狩	14
江 別	31
恵 庭	14
北広島	19
札 幌	809
千 歳	26
合 計	913

(8月1日現在)



表紙市庁舎クイズ解答 ～ 表紙の市庁舎写真、わかりましたか？ ～



①【石狩市】	
総人口	58,688人 2017.7現在
面 積	721.9km ²
市 長	田岡 克介 (たおか かつすけ) 昭和20年生 5期目
沿 革	明治時代、愛知県や石川県、高知県などから移住者が入る 平成8年9月 石狩町は「石狩市」となり市制が施行 平成17年10月 石狩市・厚田村・浜益村が合併して、 新「石狩市」が誕生

②【北広島市】	
総人口	58,886人 2017.7現在
面 積	119.05km ²
市 長	上野 正三 (うえの まさみ) 昭和23年生 4期目
沿 革	昭和43年 町制施行、広島町 平成8年 市制施行し、北広島市となる 平成29年5月 市役所新庁舎開庁

③【江別市】	
総人口	118,952人 2017.8.1現在
面 積	187.38km ²
市 長	三好 昇 (みよし のぼる) 昭和24年生 3期目
沿 革	明治41年 富士製紙北海道工場 (後の王子製紙江別工場) 操業開始 (1943年休止) 大正5年 町制施行し、江別町となる 昭和29年 市制施行し、江別市となる

④【札幌市】	
総人口	1,962,622人 2017.8現在
面 積	1,121.26km ²
市 長	秋元 克広 (あきもと かつひろ) 昭和31年生 1期目
沿 革	大正11年 市制施行 昭和45年 人口が100万人を突破 昭和47年 政令指定都市へ移行

⑤【恵庭市】	
総人口	69,469人 2017.7.31現在
面 積	294.9km ²
市 長	原田 裕 (はらだ ゆたか) 昭和27年生 2期目
沿 革	明治30年7月 漁村外一村 (島松村) 戸長役場開設 昭和26年 「恵庭町」町制施行 昭和45年 地方自治法の特例で「恵庭市」市制施行

⑥【千歳市】	
総人口	96,483人 2017.8.1現在
面 積	594.50km ²
市 長	山口幸太郎 (やまぐち こうたろう) 昭和17年生 4期目
沿 革	明治6年 札幌本道 (後の国道36号) 開通。 千歳に開拓使駅通所開設 昭和17年 町制施行し、千歳町となる。 昭和33年 市制施行し、千歳市となる。

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H29. 7. 1	5744	碓 井 孝 介	中・中央区1
2. H29. 7. 1	5745	寺 沢 涼 一	東・白石区2
3. H29. 7. 1	5746	城 澤 和 隆	北・石狩区
4. H29. 7. 1	5747	森 富 幸	中・中央区1
5. H29. 7. 1	5748	近 藤 憲 人	北・石狩区
6. H29. 8. 1	5752	安 藤 務	中・西区 1
7. H29. 8. 1	5753	竹 本 典 和	東・白石区3
8. H29. 8. 1	5754	斎 藤 隆	中・西区 2

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H29. 4.26	4769	原 田 賢 一	東・豊平区1
2. H29. 6. 9	4539	北 田 佑 治	中・西区 1
3. H29. 6.13	3949	薄 正 俊	中・中央区5
4. H29. 6.20	2912	金 子 雅 夫	北・東区 2
5. H29. 6.22	4689	加 藤 方 祥	北・東区 3
6. H29. 6.29 (死亡)	4069	高 橋 貴 明	中・中央区2
7. H29. 7.10	5140	木 戸 和 幸	南・厚別区
8. H29. 7.28	5113	酒 井 勝 也	北・東区 2



石狩市民図書館

編集後記

忙しい日々の中で、まっすぐ前だけを見て進んでいると、立ち止まることに躊躇してしまいがちですが、時には立ち止まり、勇気を出して二歩、三歩と後退してみるのもいいのではないのでしょうか。視野が変わり、これまでよく見えていなかったものや、気にならなかったものがハッキリする中で、自分にとってかけがえない大切なものを見つけられることもあると思うのです。そういう経験はないのですが、そんな気がただけです。(紺野裕和)

行政書士制度の宣伝部長の「ユキマサくん」が今年もゆるキャラグランプリにエントリーしました。8月31日現在で企業・その他部門第4位と大健闘しています。コスモスサプリが会員のみなさまに届く頃には、第3位になっているかもしれません。もちろん毎日投票しています！(原田和子)

車庫証明の現地調査、今回は宮の森。家とは思えない立派な豪邸が建ち並んでいますね。私の愛車である軽自動車は息切れしながら、急な坂やカーブを走りました。よく頑張った。その近所には数年前にも車庫証明の現地調査で訪れたことがあります。その時分、私は車を持っていなかったもので、地下鉄とバスを乗り継いで行きました。数年前までは、公共交通機関と自転車を駆使し仕事をしていたことが、大変に懐かしかったです。(篠原 肇)

今年の夏は、個人的にはいつもより寒く感じた夏でした。

夏前の予報では例年より暑い夏になるとなっていたようですね。確かに昨年、一昨年あたりと比較すると、7月は暑い日が多かったようです。

暑いのが好き、と言うより寒いのがこたえるので、北海道の夏だけもう少し温暖化してほしい…などと最近特に考えてしまいます。(坂之井直紀)

新聞に「札幌市が町内会の防犯カメラ設置の助成を検討している」とあった。市の「防犯カメラガイドライン」は9年前に作成されている。映画「スノーデン」のチラシをもらったので、DVDを観た。監視社会は安全を提供できるのか。(越智敦子)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第146号 2017年9月26日発行

発行人 酒匂 桂子 編集人 堀川 貴之
 発行所 北海道行政書士会札幌支部
 札幌市中央区北1条西8丁目
 丸二羽柴ビル4F
 TEL (011) 271-0773
 FAX (011) 271-6126
 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー
 北広島市西の里507番地の1
 TEL (011) 375-2116
 E-mail:rihabiri@selp.net
 頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>
 ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>
 Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>